

摂津市上下水道事業経営審議会傍聴に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、摂津市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に
関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴の申込手続は、会議の開催時刻30分前（以下「受付開始時刻」という。）か
ら10分前までに会場において受付を行い、先着順で傍聴券を交付する。ただし、受付開
始時刻で次条の定員を超える場合は、同時刻に抽選を行い当選者に傍聴券を交付する。

- 2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、自己の住所、氏名を傍聴人受
付簿に記載する。
- 3 傍聴人は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 4 傍聴人は、係員から求めがあったときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 5 傍聴人は、傍聴を終えて退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は5名とする。ただし、会場の面積等を勘案して、審議会会長（以下
「会長」という。）が傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯してい
る者
- (3) ラジオ、拡声機、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 児童及び乳幼児。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 酒気を帶びていると認められる者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不適当と認める者

(係員の指示)

第5条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の守るべき行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 食事又は飲酒しないこと。
- (4) みだりに席をはなれること。
- (5) 携帯電話機等の通信機器については、使用できないように電源を切ること。
- (6) 前各号に定めるもののほか会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。

(退場)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めたときは、直ちに傍聴を禁止し、傍聴人に退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和8年1月20日から施行する。